

## 東京都微量P C B廃棄物処理支援事業実施要綱

|      |             |            |
|------|-------------|------------|
| (制定) | 平成23年7月26日付 | 23環廃産第266号 |
| (改正) | 平成24年3月29日付 | 23環廃産第672号 |
| (改正) | 平成26年3月11日付 | 25環廃産第912号 |
| (改正) | 平成28年2月29日付 | 27環資産第890号 |
| (改正) | 令和3年1月18日付  | 2環資産第675号  |
| (改正) | 令和3年3月17日付  | 2環資産第809号  |
| (改正) | 令和3年10月11日付 | 3環資産第450号  |
| (改正) | 令和5年3月22日付  | 4環資産第703号  |
| (改正) | 令和7年5月27日付  | 7環資産第144号  |

### (目的)

第1条 この要綱は、「東京都微量P C B廃棄物処理支援事業」(以下「本事業」という。)の実施に関する基本的な事項を定めることを目的とする。

### (本事業の概要)

第2条 東京都(以下「都」という。)は、公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という。)と連携して、中小規模の法人又は個人(以下「中小法人等」という。)に対し、当該中小法人等が東京都内(以下「都内」という。)において所有する微量P C B廃棄物の処理等に係る費用の一部を助成することにより、当該微量P C B廃棄物の処理等に係る中小法人等の負担を軽減し、かつ、都内の微量P C B廃棄物の適正かつ早期の処理の実現を図る。

### (用語)

第3条 この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 微量P C B廃棄物 微量P C B廃絶縁油、微量P C B廃容器及び微量P C B廃電気機器
- (2) 微量P C B絶縁油 電気機器(ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用したもの並びに安定器及び安定器から取り出したコンデンサを除く。以下同じ。)に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの
- (3) 微量P C B廃絶縁油 微量P C B絶縁油が特別管理産業廃棄物となったもの
- (4) 微量P C B廃容器 ドラム缶その他の容器であって微量P C B絶縁油が封入されたものが特別管理産業廃棄物となったもの
- (5) 微量P C B廃電気機器 微量P C B絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入された電気機器が特別管理産業廃棄物となったもの
- (6) 微量P C B廃棄物の処理等 次に掲げる措置

ア 微量P C Bに汚染されているおそれのある電気機器(以下「汚染可能性電気機器」という。)に使用されている絶縁油が微量P C B絶縁油であるかどうかを把握するために行う試料採取及び分析(絶縁油中の微量P C Bに関する簡易測定法マニュアル(環境省)に基づく絶縁油中のP C B簡易定量法又は特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法(平成4年厚生省告示第192号)別表第2に規定する方法のいずれかにより行われた分析に限る。)(以下「微量P C B分析」という。)

イ 電気機器に含まれる微量P C B絶縁油を処理するために行う当該電気機器からの微量P C B絶縁油の抜き取り並びに微量P C B廃絶縁油の収集運搬及び処分(以下「微量P C B廃絶縁油処理」という。)

- ウ 微量PCB廃容器の収集運搬及び処分（以下「微量PCB廃容器処理」という。）
- エ 微量PCB廃電気機器の収集運搬及び処分（以下「微量PCB廃電気機器処理」という。）
- (7) 特別管理産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第5項の特別管理産業廃棄物
- (8) 年度 4月1日から翌年3月31日までの期間

（助成対象者）

第4条 本事業において交付する助成金の交付対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 個人
- (2) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者（(1)を除く。）
- (3) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体
- (4) 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第47条第2項の管理組合法人
- (5) 会社以外の法人であって、次の表の左欄に掲げる業を主たる事業として営むもののうち、常時使用する従業員の数が当該右欄に定める数以下であるもの（国並びに地方公共団体、(3)及び(4)を除く。）

| 主たる事業                   | 常時使用する従業員の数 |
|-------------------------|-------------|
| 製造業、建設業、運輸業その他の業種に属する事業 | 300人        |
| 卸売業に属する事業               | 100人        |
| サービス業に属する事業             | 100人        |
| 小売業に属する事業               | 50人         |

（助成対象経費）

第5条 本事業において交付する助成金の交付対象となる経費の合計（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象者が都内において所有している汚染可能性電気機器又は微量PCB廃棄物について、微量PCB廃棄物の処理等に要する経費（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

（助成金の額及び助成限度額）

第6条 本事業のうち微量PCB分析について交付する助成金の額は、助成対象経費に2分の1を乗じて得た額とする。

なお、国等から同種の補助金の交付を受けた場合の助成金の額は、助成対象経費から当該補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

- 2 本事業のうち、次の表微量PCB廃棄物の処理等の種類の欄に掲げる処理等について交付する助成金の額は、助成対象経費から同欄に掲げる区分に応じ、当該経費の欄に定める経費の合計（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下「控除額」という。）を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

なお、国等から同種の補助金の交付を受けた場合の助成金の額は、助成対象経費から控除額及び当該補助金の額を控除した額に2分の1を乗じて得た額とする。

|   | 微量PCB廃棄物の処理等の種類 | 経 費                                                                                                             |
|---|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 微量PCB廃絶縁油処理     | 微量PCBを含まない絶縁油(当該絶縁油に含まれるポリ塩化ビフェニルの量が試料1kgにつき0.5mg以下であるものに限る。以下この表中2の項及び3の項において同じ。)の電気機器からの抜き取り並びに収集運搬及び処分に要する経費 |
| 2 | 微量PCB廃容器処理      | 微量PCBを含まない絶縁油が封入されたドラム缶その他の容器の収集運搬及び処分に要する経費                                                                    |
| 3 | 微量PCB廃電気機器処理    | 微量PCBを含まない絶縁油が封入された電気機器の収集運搬及び処分に要する経費                                                                          |

3 前二項において、その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

4 助成対象経費の助成限度額は、別表に定める額とする。

(本事業の実施体制等)

第7条 都は、次のとおり、本事業を公社と連携して効率的かつ効果的に実施する。

- (1) 都は、本事業を推進するため、平成23年度、令和2年度及び令和3年度から令和7年度までの各年度において公社が造成する基金に出えんを行うものとする。
- (2) 公社は、都と公社とで別に締結する出えん契約に基づき、前号の規定により造成した基金を、適正に管理するものとする。
- (3) 公社は、第1号の規定により造成した基金を原資として、前3条に定めるところにより、助成金を交付するものとする。
- (4) 都は、第1号の規定による出えん金のほか、公社が前号に規定する助成金の交付に係る事務を実施するために必要な業務に係る経費として別に定める経費を、年度ごとに補助するものとする。
- (5) 公社は、第3号に規定する助成金の交付の実施に関し必要な事項について定める規程等(以下「規程等」という。)を、平成23年度において整備の上、必要に応じて改廃するものとする。
- (6) 公社は、前号に規定する規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ都の承認を受けるものとする。
- (7) 都は、公社に対し、本事業の実施に当たり必要な業務の実施を求めることができるものとする。
- (8) 公社は、第3号に規定する助成金の交付の申請の受付を平成23年度から令和7年度まで行うものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成23年7月26日付23環廃産第266号)

この要綱は、平成23年7月26日から施行する。

附 則 (平成24年3月29日付23環廃産第672号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条第1号の改正規定は、公益財団法人東京都環境公社に係る一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法律第50号)第106条第1項前段の設立の登記の日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日付25環廃産第912号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、微量PCB廃棄物の処理に係る産業廃棄

物管理票（D票）の処分終了日が平成26年3月31日までのものの助成限度額については、なお従前の例による。

附 則（平成28年2月29日付27環資産第890号）  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和3年1月18日付2環資産第675号）  
この要綱は、令和3年1月18日から施行する。

附 則（令和3年3月17日付2環資産第809号）  
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月11日付3環資産第450号）  
この要綱は、令和3年10月11日から施行する。

- 附 則（令和5年3月22日付4環資産第703号）
- 1 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。
  - 2 公社が令和4年度中に実施する本事業（令和5年度以降の本事業の実施に向けて都との間で行う、この要綱第7条第4号の規定による都からの経費の補助に係る手続を除く。）に係る東京都微量PCB廃棄物処理支援事業実施要綱の適用については、この要綱の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和7年5月27日付7環資産第144号）  
この要綱は、令和7年6月2日から施行する。ただし、改正後の第6条の規定は、令和7年4月1日に遡及して適用する。

別表 助成限度額（第6条関係）

- 1 微量PCB分析に係る助成限度額は、汚染可能性電気機器1台当たり12,500円とする。
- 2 微量PCB廃絶縁油処理に係る助成限度額は、次の表の合計油量の項抜取り作業台数の欄に掲げる値の額（単位 千円）とする。

| 抜 取 り<br>作 業 台 数<br>合計油量 | 1     | 2     | 3     | 4     | 5     | 6 以上 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|------|
| 750 超                    | 1 2 0 | 1 6 5 | 2 1 4 | 2 6 3 | 3 2 7 |      |
| 600 超 750 以下             |       |       |       | 2 0 8 | 2 5 9 |      |
| 500 以上 600 以下            |       |       | 1 7 3 |       | 1 6 8 |      |
| 450 超 500 未満             |       |       |       | 1 3 8 |       |      |
| 400 以上 450 以下            |       | 1 1 8 |       |       |       |      |
| 300 超 400 未満             |       |       | 1 3 5 |       |       |      |
| 300                      |       |       |       | 1 0 1 |       |      |
| 200 以上 300 未満            |       | 1 0 2 |       |       |       |      |
| 150 超 200 未満             |       |       | 8 4   |       |       |      |
| 100 以上 150 以下            |       |       |       |       |       |      |
| 100 未満                   |       |       |       |       |       |      |

- 備考 1 「抜取り作業台数」とは、微量PCB絶縁油の抜取りを行う電気機器の台数をいう。
- 2 「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。
- 3 抜取り作業台数が6台以上である場合の助成限度額は、合計油量の欄に掲げる合計油量に応じ、6以上の欄に定める助成限度額について次の式により算定する額（単位 千円）とする。

$$\text{助成限度額} = \frac{\text{「6以上」の欄の値}}{5} \times \text{台数}$$

- 3 微量PCB廃容器処理に係る助成限度額は、次の表の左欄に掲げる合計油量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

| 合計油量（単位 リットル） | 助成限度額（単位 千円） |
|---------------|--------------|
| 750 超         | 120          |
| 600 超 750 以下  |              |
| 500 以上 600 以下 |              |
| 450 超 500 未満  |              |
| 400 以上 450 以下 |              |
| 300 超 400 未満  |              |
| 300           |              |
| 200 以上 300 未満 |              |
| 150 超 200 未満  |              |
| 100 以上 150 以下 | 102          |
| 100 未満        | 84           |

- 備考 「合計油量」とは、助成金の交付の申請をしようとする微量PCB廃絶縁油の合計の量（単位 リットル）をいう。

- 4 微量PCB廃電気機器処理に係る助成限度額は、次の表の左欄に掲げる機器電源容量に応じ、当該右欄に定める助成限度額とする。

| 機器電源容量（単位 kVA） | 助成限度額（単位 千円） |
|----------------|--------------|
| 7.5以上          | 450          |
| 30超7.5未満       | 350          |
| 30以下           | 250          |

- 備考 1 「機器電源容量」とは、微量PCB廃電気機器の電源容量をいう。  
2 微量PCB廃電気機器が2台以上である場合の助成限度額は、微量PCB廃電気機器ごとの助成限度額を合計した額とする。